

「一戸一灯運動」で犯罪防
止・明るいまちづくりを

「犯罪のない安心して生活できるまち」は町民みんなの願いです。しかし身近で起こる犯罪（ひったくりや空き巣、痴漢等）はあとを絶たず、増加の傾向にあります。これらの犯罪は、夜間の暗がりや街灯のない住宅付近で多く発生しています。

犯罪者心理として、明るく、人目につきやすい所は避けるということから、防犯灯の整備と合わせて、各



「犯罪のない安心して生活できるまちに」

広報「くまの」では、町民の皆さまのお宅に広報が届く期間を考慮して、おおむね毎月11日以降から翌月10日までのお知らせを掲載しています。



みんな来んさい踊りんさい

城之堀夏まつり

とき 8月13日(土) 19:00～

ところ 城之堀集会所駐車場

主催 城之堀夏まつり実行委員会

※車でのお来場はご遠慮ください。(生涯学習課)

防犯活動団体紹介

子どもを守るパトロール
「広島南厚生年金受給者協会
熊野・阿戸地区協議会」

毎月町内4つの小学校の下校時間に合わせ、パトロール、児童の見守りを実施しています。



熊野町防犯まちづくり協議会
(事務局 生活環境課)
(生活環境課)

町内一斉清掃にご協力を

毎年ご協力いただいております町内一斉清掃を、今年度も実施します。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

とき 9月4日(日)

※雨天の場合は、翌週の日曜日(11日)に延期されます。

問合せ先

熊野町公衆衛生推進協議会
(事務局 生活環境課)

TEL 820-5606
(生活環境課)

屋外焼却(野焼き)は
やめましょう

屋外焼却(野焼き)は法律で原則的に禁止されています。近所の方に迷惑をかけるためにもごみの屋外焼却(野焼き)はやめましょう。少量(2袋以内)の庭の雑草等は可燃ごみとして出すことができます。一時多量(ごみの時には環境センター(TEL 854-3813)、または、安芸クリーンセンター(TEL 885-2538)へ直接持ち込むこともできます。(生活環境課)

取賞おめでとう
「くまの」

6月9日(木)、町民会館で平成17年度熊野町公衆衛生推進協議会総会が開催されました。

総会において、元貴船地区自治会長の遠部公さんに感謝状が、熊野第二小学校に表彰状がそれぞれ贈呈されました。

「熊野筆」が
商標登録されました

熊野筆事業協同組合が主体となり、昨年12月に「熊野筆」という標準文字での団体商標登録をしました。これは通常の商標とは異なる特殊なもので、他人がいかなる字体(明朝・ゴシック等)であっても「熊野筆」と使用した場合は、権利の侵害の対象となります。また、団体商標は、個々の事業者が登録するものではなく、団体が登録します。そのため、その団体の構成員

に、使用する権利が認められています。

この商標を活用することによって、消費者へのPR向上や類似品・まがい物品などに対する防衛、また、熊野筆(書筆)だけでなく、成長市場である化粧筆や画筆も含めて熊野筆と位置づけ、地域ブランドを確立し、産地を活性化することを目的としています。

問合せ先

熊野筆事業協同組合
TEL 854-0074
(企画課)

交通安全を呼びかけました

7月6日(水)、広島県夏の交通安全運動を前に、街頭キャンペーンを実施しました。

中央保育所、婦人会、老人クラブ連合会のみなさんがドライバーに安全運転を呼びかけました。



(生活環境課)

衣類のクリーニング
トラブル

相談内容
2カ月前にクリーニングに出したセーターを受け取りに行くと、「シミが取れないため再度洗濯を頼んだ」と言われた。その後、いつまでたっても連絡がないので、問い合わせたら、セーターを紛失されていた。補償はどうなるのか。(50歳代 女性)

アドバイス

業界団体は、事故の原因が業者にある場合「クリーニング事故賠償基準」を採用し、対応しています。

賠償額は、原則として事故にあつた「物品の再取得価格」を基準に、物品購入時からの経過月数に対応して定められた補償割合を乗じて算出します。

ただし、この相談のように、商品を紛失して確認ができない場合など、品物がドライクリーニングによって処理された時は、クリーニング料金の40倍、ランドリー(水洗い)によって処理された時は、クリーニング料金の20倍という算出方式で賠償額を決めることもあります。

クリーニングに関する相談は、このような相談のほか、洗濯物の破損、変色などさまざまのものがあります。賠償基準では、消費者がクリーニングした品物を受け取ってから6カ月、または業者が品物を預かってから1年を経過すると、業者は賠償額の支払いを免れることになっています。品物を受け取ったら、すぐに確認するようにしましょう。

(生活環境課)